

公表日:2026年5月18日

男女の賃金の差異

(男性の賃金に対する女性の賃金の割合)

全労働者	74.3%
正職員	78.3%
非正規職員	61.0%

対象期間	2025年4月1日から2026年3月31日まで
賃金	基本給、超過勤務等実績手当、賞与含み、退職金及び通勤手当を除く。
正職員	期間の定めなくフルタイム勤務する職員
非正規職員	期間の定めがあるパート及び嘱託職員 パート職員は所定労働時間(週40時間)で換算した人員数を基に 平均年間賃金を算出している。

差異についての補足説明

当院の基本給は医師、看護師、薬剤師、事務員など職種によって異なる給与体系を採用しています。正職員・非正規職員いずれも医師における男性の割合が非常に高いことから男女間賃金格差に影響を与えています。